

能代山本広域市町村圏組合議会会議録

令和3年7月21日臨時会

能代山本広域市町村圏組合

能代山本広域市町村圏組合議会会議録（臨時会）

令和3年7月21日（水曜日）午前10時

出席議員（16名）

1番	渡邊正人君	2番	堺谷直樹君
3番	小森久博君	4番	菅原隆文君
5番	針金勝彦君	6番	安井和則君
7番	安井英章君	8番	山本優人君
9番	門脇直樹君	10番	伊藤千作君
11番	佐藤智一君	12番	藤田克美君
13番	小澤高道君	14番	伊藤孝年君
15番	菊地薫君	16番	金子芳継君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事会代表理事	齊藤滋宣君
理事会代表理事 職務代理者	田川政幸君
理事	佐々木文明君
理事	森田新一郎君
監査委員	小松敬君

職務のために議場に出席した職員職氏名

事務局 局長	佐藤和孝君
事務局 主幹	伊藤勉君
事務局 次長	安井宗弘君
総務企画課 参事	菊地與志彦君
総務企画課 参事	加賀政樹君
環境衛生課 課長	藤田洋君
総務企画課 総務企画係長	藤田浩明君
環境衛生課 環境衛生係長	若皆忠弘君
消防本部 消防長	高杉誠君
消防本部 消防次長	諸澤昭夫君
消防本部 総務課長	泉政樹君
二ツ井消防署 署長	加勇田清武君
三種消防署 署長	大高英人君
八峰消防署 署長	渡辺健君
会計 管理者	工藤道雄君

議事日程第1号

令和3年7月21日（水曜日） 午前10時 開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第5 議案第8号 物品の取得について

第6 議案第9号 物品の取得について

第7 陳情整理番号第1号 一般廃棄物処理施設の温廃熱の利活用について

本日の会議に付された事件

議事日程のとおり

◎議長（菅原隆文君） ただいまより能代山本広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の出席議員は16名であります。

本日の議事日程は、日程表第2号のとおり定めました。

あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症防止策として、会議中は、演壇で発言する場合を除きマスクを着用するようお願いするとともに、会場の換気において通常と異なる対応をとっておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（菅原隆文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第48条の規定により、16番金子芳継さん、1番渡邊正人さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎議長（菅原隆文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅原隆文君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

◎議長（菅原隆文君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

この際、理事会代表理事より発言を求められております。よって発言を許します。理事会代表理事。

◎代表理事（齊藤滋宣君） おはようございます。大変暑い中、御出席いただきまして、私からも厚く御礼申し上げます。

こういう暑い中、出席いただきましたにもかかわらず、議場内、空調が故障しております。なお暑い形になっております。重ねておわび申し上げながら、提出議案の説明に先立ちまして、その後の事務事業の状況について御報告いたします。

初めに、一般廃棄物処理施設整備事業についてであります。新たなごみ焼却施設は、焼却により発生する熱エネルギーを利用し発電を行い、施設内において利用することとしております。また、余剰電力については、送電線に空き容量が無いことから、売電を行わない内容で、去る2月26日に施設整備・運営事業に係る

応募型プロポーザルの募集公告を公表しておりました。

その後、5月27日付けで東北電力から「時期によって出力抑制は伴うものの、売電することは可能である。」との連絡を受けて再検討したところ、初期投資はかかるものの売電収入が得られることで長期的には経費削減につながると見込まれることから、事業者選定委員に御意見を伺いながら理事会において検討し、6月18日付けで余剰電力を売電する内容に募集内容を変更し、公表しております。

今後のスケジュールといたしましては、7月30日まで事業提案書を受け付け、9月下旬に応募者ヒアリングを行い、事業者選定委員会により最優秀提案者を特定し、理事会において決定することとしております。

次に、秋田県消防広域化についてであります。秋田県総務部総合防災課の事務局のもと、県内の市町村、消防本部において「県内消防本部が一つに統合することを将来あるべき姿」とし、令和6年度までの期間で、可能な広域化の形や組み合わせ、時期などについて、検討を行っております。

また、この動きにあわせ、県北の4消防本部も定期的に「通信指令業務共同運用に伴う勉強会」を開催し、通信指令台の更新時期や共同運用に関する情報交換を行っております。

次に、本年1月から6月末日現在までの当圏域における火災発生件数及び救急出場件数について申し上げます。

火災発生件数は12件で、前年と比較して1件の減となっており、市町別では、能代市8件、藤里町1件、三種町3件となっております。火災種別では、建物火災が9件、林野火災が1件、車両火災が1件、その他火災が1件で、亡くなられた方は2名となっております。

救急出場件数は、1,595件で、前年と比較して149件の増となっており、市町別では、能代市1,065件、藤里町80件、三種町338件、八峰町112件となっております。事故種別では、急病が1,099件で最も多く、次いで一般負傷が228件となっております。

次に、本日提案しております議案の概要について御説明いたします。

議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の定義規定を具体的な表現に改めようとするものであります。

議案第8号は、能代消防署東能代出張所救急自動車の取得について、議案第9号は、二ツ井消防署藤里分署救急自動車の取得について、それぞれ地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（菅原隆文君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

◎議長（菅原隆文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び会計年度
任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部改正について

◎議長（菅原隆文君） 日程第4、議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（佐藤和孝君） 議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、職員に支給する防疫作業手当等に係る新型コロナウイルス感染症の定義規定を具体的な表現に改めようとするものであります。

改正の内容について御説明いたします。

第1条は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正で、附則第2項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新設新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改めるものであります。

第2条は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、附則第2項について、第1条と同様の改正をしようとするものであります。

附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

◎議長（菅原隆文君） 質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅原隆文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第5 議案第8号 物品の取得について

◎議長（菅原隆文君） 日程第5、議案第8号 物品の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。消防長。

◎消防長（高杉誠君） 議案第8号 物品の取得について御説明いたします。

附属資料 4 ページも併せて御覧ください。

本案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

物品名は、救急自動車、これは能代消防署東能代出張所に配置している救急自動車の更新であります。

ベース車両は、トヨタハイエース 2, 693cc、ガソリンエンジン、フルタイム四輪駆動であります。

取得価格は 2, 543 万 4, 090 円、取得方法は指名競争入札、相手方は秋田市泉中央 2 丁目 1 番 3 号、秋田トヨタ自動車株式会社 代表取締役 大柳康三郎であります。

なお、仮契約を令和 3 年 5 月 28 日に行っております。

附属資料の 6 ページをお願いいたします。

本救急自動車の特長であります 2 の (1) 安全機能として、車両や歩行者への追突回避のための自動ブレーキ、車線を逸脱しないための車線はみ出しアラート、夜間での歩行者等の早期発見をサポートする自動ハイビームなどが装備されております。

また、一番下の (3) 感染防止機材として、コロナ対応を含めた感染症の方を搬送する際に飛沫の拡散を防ぐための資機材、搬送用アイソレーターを積載しております。

なお、4 月 23 日付けで緊急消防援助隊設備整備費補助金 1, 089 万 5, 000 円の交付が決定しております。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

◎議長（菅原隆文君） 質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅原隆文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第 6 議案第 9 号 物品の取得について

◎議長（菅原隆文君） 日程第 6、議案第 9 号 物品の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。消防長。

◎消防長（高杉誠君） 議案第 9 号 物品の取得について御説明いたします。

附属資料 5 ページも併せて御覧ください。

本案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであ

ります。

物品名は、救急自動車、これは二ツ井消防署藤里分署に配置している救急自動車の更新であります。

ベース車両は、トヨタハイエース2, 693cc、ガソリンエンジン、フルタイム四輪駆動であり、議案第8号と同じタイプの車両であります。

取得価格は2, 362万4, 590円で、議案第8号と比較し、この車両は搬送用アイソレーターを積載しておりませんので、その分、価格に差が出ております。

取得方法は指名競争入札、相手方は秋田市泉中央2丁目1番3号、秋田トヨタ自動車株式会社 代表取締役 大柳康三郎であります。

なお、仮契約を令和3年5月28日に行っております。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

◎議長（菅原隆文君） 質疑を行います。5番針金さん。

◎5番（針金勝彦君） 1点だけ確認させていただきます。

今の消防長のお話ですと、こちらの方の車両には感染防止機材が積載されておられないということでございましたけれども、こちらの方にこの感染防止用の機材を搭載しない理由は何でしょうか。

◎議長（菅原隆文君） 消防長。

◎消防長（高杉誠君） ただいまの質問についてお答えいたします。

当消防本部ではコロナ対応のための救急車として1台準備しており、東能代出張所救急自動車に併せて購入するアイソレーター1台を載せ替えて使用する予定でありますので、アイソレーターは藤里分署救急自動車には積載しておりません。

◎議長（菅原隆文君） 5番針金勝彦さん。

◎5番（針金勝彦君） そうすると、今回、藤里の方に配備する予定の車両は、そういった感染防止対策をしていない救急車で、東能代の方に配備するのは感染症の対策をしている救急車ということでしょうか。

◎議長（菅原隆文君） 消防長。

◎消防長（高杉誠君） ただいまの質問についてお答えいたします。

感染防止対策については、すべての救急車に飛沫防止のため部分的に覆う器具や全体を覆う器具を積載して対策をとっております。

◎議長（菅原隆文君） 他に質疑はありませんか。8番山本優人さん。

◎8番（山本優人君） 普通だったら全部つければいいと思いますけども、これだけ今回外した理由を今一度お聞きします。今までの車に足りない分をつけたのか、それとも今、別々にアイソレーター等ついている車とですね、ついてない車がある。必要ならば全部つけてほしい。藤里に配置する車両だけにはないというのは、何となく理解できないということなんですよ。

◎議長（菅原隆文君） 消防長。

◎消防長（高杉誠君） アイソレーターについては、緊急消防援助隊として出場する際は積載して出場することになります。緊急消防援助隊に登録予定の東能代出張所配置の救急自動車に併せて購入し、通常時はコロナ対応の車両へ載せ替えて使用する予定であります。なお、藤里分署配置の救急自動車は、緊急消防援助隊の登録予

定ではありませんので、アイソレーターは積載しておりません。

◎議長（菅原隆文君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅原隆文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第7 陳情整理番号第1号 一般廃棄物処理施設の温廃熱の利活用について

◎議長（菅原隆文君） 日程第7、陳情整理番号第1号 一般廃棄物処理施設の温廃熱の利活用についてを議題といたします。

この陳情は、当局の事務事業に直接関係ある内容ですので、採択した場合の影響について当局の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（佐藤和孝君） 影響についてであります。過去の経緯からのお話になりますが、新施設の建設計画策定のため、周辺の自治会や関係団体から、平成30年11月までで施設建設に伴う要望書を提出いただいております。その内容を受け、各構成市・町と連携して予算化を進めるとともに、令和2年3月には基本設計を取りまとめております。

今回いただいた陳情書の内容は、平成30年の要望書にはなかったことから、基本設計には反映しておりません。

また、令和3年2月26日に公表した募集公告中、温廃熱については、冬季は取付道路及び場内道路でのロードヒーティングに活用することを具体的に示しておりますが、それ以外の利活用については応募者の提案に委ねております。

新施設におけるスケジュールでは、事業提案書の提出期限が7月30日と差し迫っていることから、既に応募者は熱の利活用方法についての提案を決めており、提案書の仕上げに入っているものと思われれます。ここで本案件を実施するとした場合、具体的な事業内容の検討や各構成市・町との協議に期間を要することとなることから、7月30日に提出期限を迎える事業提案書の受け付けの取り止めや募集公告の変更などの募集スケジュールの見直しに伴い、事業費の増額と稼働時期の遅延は避けられないものと考えております。

温廃熱の利活用については、最優秀提案者決定基準書にエネルギーの有効利用の項目があり、様々な提案を求めているものでありますので、公平性の観点からも、何らかの提案に特化したものが優先される審査ではないと考えております。

以上でございます。

◎議長（菅原隆文君） ただいまの説明に関し、質疑を行います。6番安井和則さん。

◎6番（安井和則君） 6番安井です。

ただいま事務局長の方から詳しく説明していただきましたけれども、その中で確認、大変大事なことです、確認と質問、併せて3点ほど伺いたします。

まず初めに、説明の中でもありましたが、平成30年度の11月まで要望書等を提出してもらったというふうなことで、またそのほかにも候補地選定にあたっては、地元自治会等に説明会を開催したというふうなことも伺っております。そういった中では、今回の陳情に関わるような要望事項は無かったというふうな説明でありましたけれども、大変大事なことです、あえてまた確認させてください。

また、2点目としてですけれども、陳情では温廃熱をハウス農業の熱源に利活用できるようとなっております。この事業についても先程説明がありましたが、ロードヒーティング等、事業区域内での利用計画となっておりますと伺いました。仮にですけれども、もしこの陳情に沿って計画を見直すとした場合に、おおよそわかる範囲で結構でございますけれども、供用開始がいつ頃までずれ込むのか、また、財政負担はどれくらい増えるのか、もしわかる範囲でお答えできるのであればお聞かせいただきたいと思います。

そして、3点目でありますけれども、募集要項の五つの施設整備の基本方針が掲げてあります。その中の一つに地域コミュニティの場として活用できる施設とありますが、これについては具体的にどういう内容になるのか、例えば事業区域内に余熱を利用した施設が整備される可能性もあるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

◎議長（菅原隆文君） 事務局長。

◎事務局長（佐藤和孝君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

先程の説明と重複となる部分もありますけれども、あらためて説明をさせていただきます。

30年度の候補地選定にあたって地元自治会に説明会を開催する中で陳情に関わる要望事項があったのかということに関しまして、新施設の建設地周辺の自治会や関係団体からは平成30年11月までで施設建設に伴う要望書を提出いただいておりますが、30年当時の要望書には今回いただいた陳情に関わる要望事項はございませんでした。

次に陳情には温廃熱をハウス農業の熱源に活用できるようとなっているが、この事業についてロードヒーティング等事業区域内での利用計画となっている。仮に陳情に沿って計画を見直すとした場合、おおよその供用開始がいつになるのか、財政負担はどのくらいになるのかについてでございますが、陳情内容には具体的事項が示されていないため、どの位置にどのくらいの規模で、どのような作物を育てるかなどについては、市担当課と計画から協議し、必要な熱量を算出した上で募集内容の見直しが必要になります。この計画の見直しがまとまるまで供用開始が延びることになり、見直しする施設規模に応じて財政負担が増えるものと考えております。

また、最優秀提案者決定後、その事業者と協議ということも考えられますが、最低でも1年は稼働時期に遅れが生じ、財政負担についても避けられないのではない

かと考えております。

三つ目の募集要項の施設整備の基本計画の一つに地域コミュニティの場として活用できる施設とあるが、具体的にはどういう内容になるのかという御質問に対しましては、余熱の利用、温廃熱につきましては、冬季は取付道路及び場内道路でのロードヒーティングに活用することを具体的に示しておりますが、それ以外の利活用については応募者の提案に委ねており、不特定多数の地域の方々が利用できる施設など様々な提案がなされるものと思っております。

以上でございます。

◎議長（菅原隆文君） 他に質疑はありませんか。11番佐藤智一さん。

◎11番（佐藤智一君） 私から1点確認させてください。

こちら、既に募集が始まっているプロポーザルの件でございますが、この陳情にあります温廃熱利活用の可能性を加味した審査、これにつきまして既に締め切りが迫っている現段階でも可能であるかお知らせください。先程冒頭に理事会代表理事からは、余剰電力の売電の内容について募集内容の変更をした経緯もございまして、今回はその変更が実際可能であるのかどうかお聞かせください。

◎議長（菅原隆文君） 事務局長。

◎事務局長（佐藤和孝君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

今回、応募型プロポーザルの実施につきましては、今年2月26日に公告し、この中で最優秀提案者決定基準書を公表しております。基準書の中には、エネルギーの有効利用についての項目があり、応募事業者により様々な提案がなされるものと思っておりますので、公平性の観点からも何らかの提案に限定した提案をもって加味した審査というのはいかなるものと考えております。

なお、売電につきましては、募集公告の中で組合で売電ができるという方向になった場合は募集公告を変更する内容の旨を記載しておりますので、応募事業者は、あらかじめそれを踏まえて対応をしていくものと考えております。

以上でございます。

◎議長（菅原隆文君） 7番安井英章さん。

◎7番（安井英章君） 売電の件で聞く予定だったんですが、今の話だと、温廃熱の利用は受けつけられないということですね。平成30年の時点と今とは、えらいエネルギー需要が変わったと思うんです。今、売電の方も、最初は東北電力はこれ以上受け入れる余力はないんだというような話しておりましたが、そんなことはないんだよということをこの議会でも私、話しております。結局、菅政権だってカーボンニュートラルの話になったら、いろいろ経産省からの圧力もあるでしょう。やっぱりやらなければいけないということで提案がなされていると思うんですけれども、そういった段階で、ここから発生するエネルギーを可能な限り利用するということについて、この農業者等も考え始めたと思うんですよね。ですから、もう少し、延せるのであれば、もう少し今のエネルギー需要について皆さんの意見を聞く時間が必要なんじゃないかなと思いますけれども、その余裕は全く無いんでしょうか。莫大な費用が追加になるんでしょうか。そこをちょっとご答弁願いたい。

◎議長（菅原隆文君） 事務局長。

◎事務局長（佐藤和孝君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

まず、売電につきましては、先程もお話したとおり、募集公告の中で、売電できる場合は切り替えるということで、事業者の方にもあらかじめその旨を伝えて、応募できるかどうかというのを確認しております。そのためにまず売電の方向に踏み切った形であります。

今回の温廃熱を利用した形の要望につきましては、30年度に提案がなかったものでありまして、それを踏まえてまず本組合としては、施設の基本設計を、それに見合ったものとして作っておりますので、現在、募集公告の提案期限が7月30日までのスケジュールの中では、大変厳しいものと思っております。ただし、この要望のような形のものが応募者から提案されて、その応募者が最優秀提案者として決定された場合は、この予算の範囲内、それと施設稼働の遅れもなくできる可能性もあるのではないかと考えております。

以上でございます。

◎議長（菅原隆文君） 他に質疑はありませんか。8番山本優人さん。

◎8番（山本優人君） 同じような質問するようですけども、最優秀提案者がこの内容を組み入れればそれはそれで認めるというふうな話ですけども、この団体から上がっている農業施設を運営するという考え方も、発想そのものは非常に良いと私は思います。ですが、その運営母体がやるべき事業を、広域がそれを受けて提供するという前提で話を進めるというのは、私は違うんじゃないかと。これは、この運営する事業者が、その廃熱利用を何とか使わせてくださいということで上がっているのであれば、それはいいですけども、この場合は広域の方でそれを作って農業のそのモデル事業としてやってくださいよというふうなことなわけですよ。それはちょっとおかしいんじゃないかなと私は思います。その辺、そういう認識に立つということで私は理解していますけども、事務局の方ではどういうふうにこれを理解しているのでしょうか。

◎議長（菅原隆文君） 事務局長。

◎事務局長（佐藤和孝君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

当初、平成30年の段階で要望があった場合は、それを検討し、この中に組み入れることも加味したかもしれませんが、現在進んでいる中であっては大変難しいものと感じております。

ただし、その提案者が様々な温廃熱の提案の中で、その一つとしてこういった要望が出された場合で、それで最優秀提案者に決定した場合には、それは提案者が主体となってできるという形を考えております。

以上でございます。

◎議長（菅原隆文君） 山本優人さん。

◎8番（山本優人君） その提案者がやるんだったらいいよということで、それはわかります。かつて、旧峰浜の時代にですね、あそこら辺、温泉施設があったわけですよ。自治体が運営して成功した事例というのは無いですよ。そのたびにまた人を雇うという事になると、これは広域のためには、やっぱりならないわけですよ。その場合ははっきり言って、やめた方が私は正解だと思いますが、これ、皆さんの議

論の中で解決したいと思いますので、いずれにしてもこれは事業をやるべき事業主体がその施設整備者に求めて責任をもって運営するんであればいいけれども、この何だ、この会で提供するというのは私は反対します。

◎議長（菅原隆文君） 質問は。

◎8番（山本優人君） 無いです。

◎議長（菅原隆文君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。11番佐藤智一さん。

◎11番（佐藤智一君） 陳情整理番号第1号 一般廃棄物処理施設の温廃熱の利活用につきまして、不採択の立場で討論させていただきます。

本陳情は、令和8年より稼働が見込まれる新たな一般廃棄物処理施設の整備に伴い、その廃熱を利用し、ハウス農業や次世代の雇用創出につながる作物のモデル農場の整備等を求めるものであります。

また、陳情者は、鳥形自治会長を初め7地区の自治会長で構成される北能代地区自治会連合協議会であり、一般廃棄物処理施設の建設予定地区からの陳情であります。

本陳情にある担い手不足による地域コミュニティ衰退への不安や温廃熱の利活用による地域活性化の御提案には、地元住民の強い思いが込められていることは承知するものの、募集締め切りが今年7月30日となっていることを鑑みれば、陳情にある温廃熱利活用の可能性を加味した審査について、現段階においては現実味に乏しい状況であります。

さらに、温廃熱の利活用について新たな整備が加わるとなれば、構成市町の負担額にも影響を及ぼすため、財政面においても、より議論に時間を要するものと受け止めております。

加えて、陳情にある提案事業は、能代地域に限定されたものであるため、当広域市町村圏組合の所管としてふさわしいものか、慎重な判断が求められるところであります。

以上の理由から、本陳情については、不採択とするものの、今後は当陳情にあるような内容については、プロポーザルの応募前に受けつけられるよう、その周知徹底に努めていただくよう組合側にお願いを申し上げて、私からの討論といたします。

以上です。

◎議長（菅原隆文君） 他に討論はありませんか。7番安井英章さん。

◎7番（安井英章君） 採択の討論をいたします。

陳情の内容よくわかります。長くかかる事業ですので、いろいろ社会情勢も変わってきます。先程言ったとおりエネルギーに係る事情は一変しました。昨年から。もう一度この希望事業をくみ上げていくべきではないかと。私、この温廃熱の事業、多少は知っているんですけども、配管どうにかなるのではないかなと思うんです。そんなに難しい話でもないんじゃないかと思ってます。ですから、少しこの陳情の内容を聞いて、もう一度検討するべきであるということで賛成討論といたし

ます。

◎議長（菅原隆文君） 他に討論はありませんか。8番山本優人さん。

◎8番（山本優人君） この陳情に対して反対の立場で討論をいたします。

まず初めに、広域の施設内にこういう農業施設があつて、その収益は広域の収入でなければならないものが、その団体、地域の収益になるという点。それと、その農業施設の用地そのものも広域の所有であるということ。それと、これが広域の利益に何ら影響を与えない。むしろ管理する施設に電気を使うといった方が、むしろ身近に感じるというふうなことからですね、この広域に対して陳情については反対いたします。

◎議長（菅原隆文君） 他に討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより陳情の採決をいたします。この採決は起立により行います。本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（菅原隆文君） 起立2名であります。起立少数であります。よって本件は、不採択と決しました。

◎議長（菅原隆文君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

◎議長（菅原隆文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議長（菅原隆文君） 本定例会は、提出議案の全部を議了いたしましたので、これをもって閉会いたします。

午前10時52分 閉会

令和3年7月21日

能代山本広域市町村圏組合

議 会 議 長 菅 原 隆 文

署 名 議 員 金 子 芳 継

署 名 議 員 渡 邊 正 人